

地域ケア会議とは

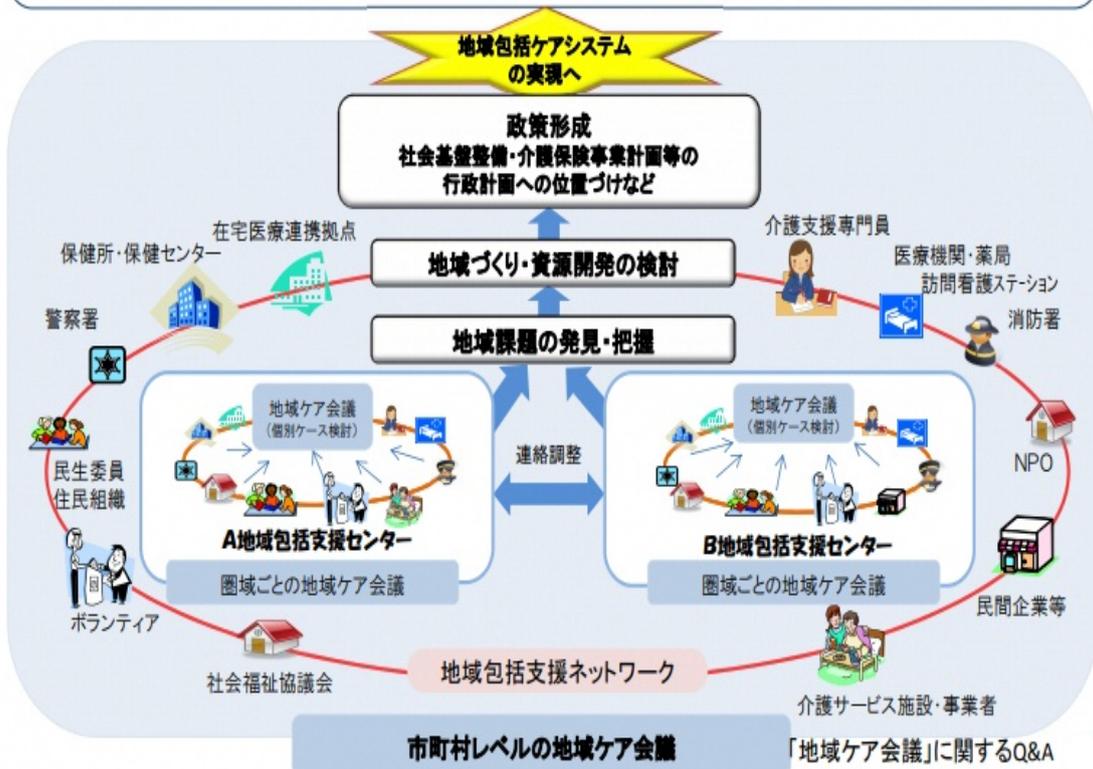
地域包括ケアは、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を本人が活用できるようにするため、包括的および継続的に支援することです。地域包括ケアシステムは「自助・互助・共助・公助」それぞれの関係者の参加によって形成されるため、全国一律のものではなく、地域ごとの地域特性や住民特性等の実情に応じたシステムとなります。

国は2011(平成23)年6月の改正介護保険法第115条の46第5項の規定に、関係者との連携努力義務を明記しました。そしてそれを具現化し、多職種協働のもと、フォーマルのみならずインフォーマルな資源やサービスも活用しながら、個別ケースの支援内容の検討を行い、その積み重ねを通し関係者の課題解決能力の向上や地域包括支援ネットワークを構築するための有効な手法として、地域ケア会議を位置づけました。

すなわち、地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に推進し、「地域包括ケアシステム」を実現させるための重要な一手法として期待されています。

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。



1、地域ケア会議の定義

「地域包括支援センターまたは市町村が主催し、会議を設置・運営する行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」

* 従来から取り組まれている様々な会議を否定するものではなく、同様の目的を持って実施されている会議と置き換えて開催することも可

2、地域ケア会議の構成員

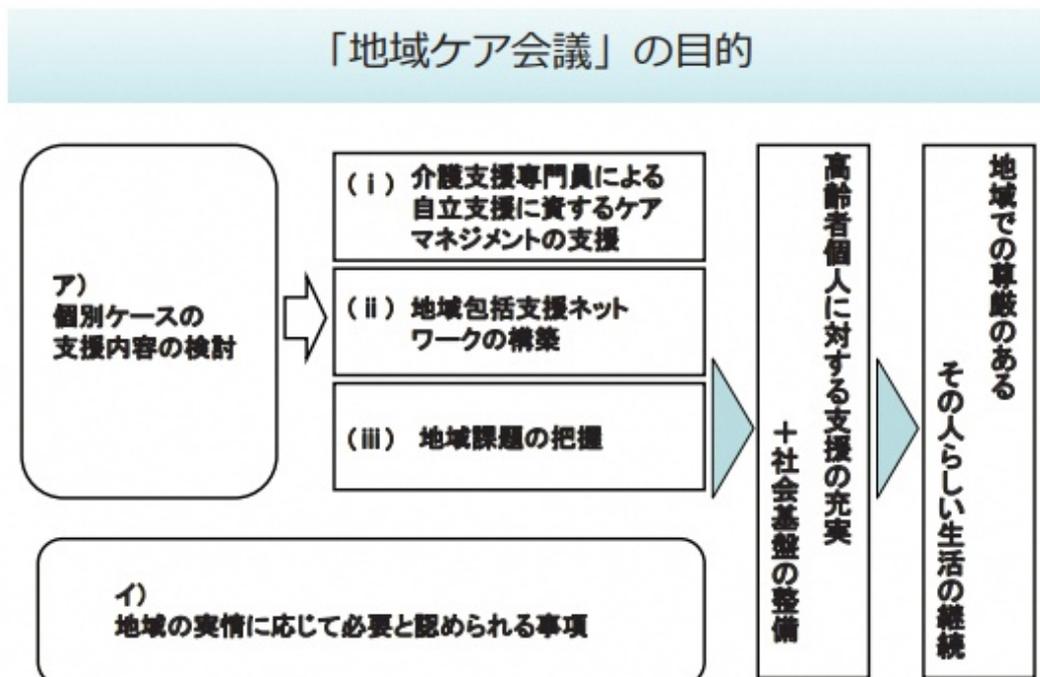
会議の目的に応じ、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整

3、地域ケア会議の目的

ア 個別ケースの支援内容の検討

- () 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- () 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- () 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項



4、地域ケア会議の5つの機能

1、個別課題解決機能	個別ケースについて多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことにより住民の課題解決を支援する機能
	プロセスを通して、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の実践上の課題解決力向上を図ることで、被保険者への自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高める機能
2、地域包括支援ネットワーク構築機能	地域の関係機関等の相互の連携を高める機能
3、地域課題発見機能	個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要援護者やその予備群を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする機能
4、地域づくり・資源開発および連携機能	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域で開発していく機能
5、政策形成機能	狭義：市町村による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる機能
	広義：都道府県や国への政策の提言までを含む機能

地域ケア会議の5つの機能



5、地域ケア会議の構造

地域ケア会議は目的別に3つの会議で構成

地域ケア個別会議

個別の支援困難ケース等を扱う会議

自立支援型地域ケア会議

高齢者の生活の質向上や自立支援に資するケアマネジメントを目指し多職種が検討を行う会議

地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話合いや政策立案を行う会議

6、川西市における地域ケア会議の構築段階

第1段階 個別レベルの地域ケア会議

個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援の方針を決定する。個別事例の解決を蓄積することにより、地域課題を明らかにする。

地域ケア個別会議（各地域包括支援センター主催）

自立支援型地域ケア会議（中央地域包括支援センター主催）

第2段階 日常生活圏域レベルの地域ケア会議

日常生活圏域毎の課題の把握および対応を検討する。地域ケア個別会議・自立支援型地域ケア会議で出された個別課題で、日常生活圏域毎の地域に共通する課題を検討する。

地域包括支援センター実務担当者会議（中央地域包括支援センター主催）

第3段階 市町村レベルの地域ケア会議

市における地域課題の把握および対応を検討する。日常生活圏域毎の地域ケア会議で検討された課題で、日常生活圏域内では解決できない市全域に共通する課題を検討する。

川西市介護保険運営協議会での地域ケア推進会議（介護保険課主催）

第4段階 市町村を超えたレベルの地域ケア会議

把握されている地域課題が市町村を横断している場合には、同様の課題を有する近隣の市町村と課題を理解し対応を検討する。市町村内での課題解決が困難な場合、県や国等に対する政策の提言に向けて検討する。

地域ケア会議の構築段階

